

府立学校の在り方懇話会障害児教育部会（第6回）の開催概要

- 1 日 時 平成12年11月21日（火）14：00～15：00
- 2 場 所 京都府公館 第5会議室
- 3 出席者
（部会委員）8名＜欠席2名＞
（京都府教育委員会）西山教育次長、松本指導部理事ほか

4 概要

(1) 協議

ア 府民からの意見紹介

事務局から、府民からの懇話会に対する意見について紹介があった。

— 府民からの意見の概要 —

- ・ 現在の南部の学校は過密であり、宇治地域と八幡地域に、肢体不自由・知的障害両方の子が学べる養護学校が各1校必要である。中間まとめの主旨を実現するため、子ども専門の公的な医療センターが、地域ごとに必要である。子どもたちの卒業後の保障のため、ジョブコーチの制度化が必要である。
小・中学校の余裕教室の活用では、養護学校の施設・設備として不十分であり、適正規模の独立した学校施設が必要である。
- ・ 校区を小さくした小規模の養護学校が望ましい。子どもや保護者のニーズに応えていくために、また、地域に開かれ、障害児教育のセンターの役割を果たしていくためにも必要である。校内でも、システムが簡素化し、機能的、合理的にしていくことが必要だ。
- ・ 養護学校は通学区域が広く、1校当たりの児童生徒数は全国規模と比べても多いので、養護学校の増設を切に望む。（まず、早急には舞鶴市と京都南部に新設を。また、次には、亀岡市にも新設を）校舎が老朽化していたり、子どもの障害実態にあった施設・設備条件が整っていない学校があり、開校順に、向日が丘・与謝の海の老朽校舎の全面改築を望む。寄宿舎教育は重要であり、全養護学校に寄宿舎が設置されることを望む。教員配置はまだ不足しており、高齢化も進んでいるので、教員採用増加と十分な教員配置、OT・PT等の専門スタッフの配置を望む。
- ・ 児童生徒の通学の負担（身体的、時間的）を軽減する学校配置をしていただきたい。向日が丘養護学校の全面改築をしてください。地域のセンター的役割が担える人員配置をしていただきたい。
- ・ 病虚弱児・生徒に対応できる医療的バックグラウンドを整えた養護学校の建設を望

む。可能ならば普通校に併置する養護学校のスタイルも検討してください。(小・中学校のいずれかに、小学部、中学部を併置し、高等学校に高等部を併置する。)

- ・ 向日が丘養護学校は施設が老朽化しており、早急に全面改築をする必要がある。通学時間が1時間、1時間半を超えるのは、肢体重度の子にとっては、大変な苦痛であり、最低でも30分以内とするため、ぜひ南部に養護学校2校くらい新設して、より地域との関係が密になるよう取り組んでください。
- ・ 宇治から通学している生徒のクラスの担任であるが、通学バスについて、雨が降ると必ず20分程延着し、バス内でのトイレの問題など、不必要な心の痛みを生徒に与えている。どうしても南部に1校養護学校が必要である。
- ・ 建物、机、椅子等の基準にあわせて改善されるようなシステムが必要である。扇風機、クーラーもなく、机は一つずつバラバラで老朽化している。勤務時間中に、研修時間の確保を。困難な障害を持っている子どもに対する、集団的な指導の検討、体制の確立(特に自傷など行動障害)がせまられている。
- ・ ノーマライゼーションの実現をめざすため、障害児・者の就学前から就学後までのトータルな地域に密着した政策を考える必要がある。通学距離・時間、学校規模、敷地面積、広い校区等の課題を改善していくため、学校規模を児童生徒数100人以下とし、宇治市に2校、舞鶴市、城陽市、八幡市にそれぞれ1校養護学校を新設すべきである。
- ・ 障害者にとって、社会というのが、“出にくい”場所であり、スクールバスでの家と学校との往復だけでなく、生徒たちが学校以外の場所に出ていく機会がもっと必要である。保護者だけで子どもを連れて外出するというのもしんどいものがあり、この量を少しでも増やすということを最も実践しやすいのが、養護学校ではないかと思う。
- ・ 障害児教育の充実について
 - ア 養護学校を、北部、南部をはじめ必要な地域に設置してください。
 - イ 障害児学級を、障害種別ごとに、一人でもいれば新設してください。
 - ウ 通常の学級に障害児が在籍する場合、その障害からくる教育ニーズを保障するように条件整備を行ってください。
- ・ 養護学校の配置の在り方として、生活する地域に根ざした場所に養護学校があるべきで、通学時間を出来るだけ短く、一般校の小・中学生並に、また学校規模を児童生徒数100名前後としてほしいという要望があり、少なくとも南部への養護学校の配置として、宇治市、八幡市、城陽市に各1校の新設を求める。
- ・ 私共の子どもは、外食したり、温泉へ行ったり、全く普通の生活をしていながら、

なぜか教育だけ訪問であり、友達とふれあう時間が極めて少なく、コミュニケーションが得意で、なおかつ、コミュニケーションを通して得られる力を十分に持っているが、生かす場所がない。

これからの障害児は医療的なものを必要としており、看護婦等、専門家を配置していただきたい。家庭での生活同様、学校へも普通に通えることを切に望む。

- ・ 「中間まとめ」骨子案について提案する。

提案 1 地域ごとに養護学校を建設する。

- ・ 当面、舞鶴・宇治・八幡・城陽に4つの新しい養護学校を建設する。さらに丹後地域・北桑田地域の養護学校分校設置の検討を提案する。

提案 2 「余裕教室を活用した養護学校設置」に反対し、本格的な施設整備の養護学校建設を

- ・ 養護学校を地域の小・中学校に併設する、いわゆる「場の統合」については賛成であるが、「余裕教室を活用」という、安易な養護学校設置構想には反対する。

提案 3 養護学校に専攻科の設置を

- ・ 当面、試行的に専攻科の設置をし、卒業後の豊かな進路保障の取組を進めるよう提案する。

提案 4 養護学校の専門的機能を高める。

- ・ 養護学校が地域のセンター的役割を果たすため、養護学校の専門的機能の向上に力を注ぐ必要がある。

提案 5 「地域に開かれた学校づくり」の内実とは

- ・ 学校運営を開かれたものにするために、生徒・父母・教職員による「三者協議会」、地域の教育・医療・福祉・労働などの諸機関との連携を図るため、定期的な「関係機関連絡協議会」の設置が必要と考える。

提案 6 寄宿舎教育の充実を

- ・ 「中間まとめ」に寄宿舎教育の重要性について明確に項を起こして記述すべきである。

提案 7 放課後の公的保障の充実を

- ・ 「中間まとめ」に障害児の放課後公的保障の在り方を明確に打ち出す必要がある。

- ・ 青年期教育の充実のため、各教育圏に「生活教育の場」が必要であり、次のような制度的改革が考えられる。

(1) 寄宿舎のある「教育圏」での改革

学校に、教育圏を視野に入れた経営・企画部門を作る。

寄宿舎の利用要件の規制を緩和する。

改築・新築の時は「生活水準にふさわしい」建物を建築する。

(2) 寄宿舎のない「教育圏」での改革

寄宿舎の「分場」「分室」を作る。

「グループホーム」や成人施設を利用する。

- ・ 障害の重い人達や既設の養護学校のかかえている問題を、一刻も早く解決改善していくことが求められている。そのためには、当面ただちに、養護学校を、宇治市、八幡市、城陽市、舞鶴市に新設することが求められている。それと合わせて、既存の養護学校の施設設備の改善、教職員の大幅な増員が必要となっている。

イ 中間まとめ（案）の作成

中間まとめ（案）について、意見交換が行われ、それらの意見を踏まえ、加除修正を行うことが確認された。全体会には、このことを含め（案）により報告することが了承された。

<委員の意見要旨>

- ・ 「検討に当たっての基本的な考え方」について、取り組まれてきた内容は書かれているのだが、具体的な課題について分かりやすくする必要がある。
- ・ 「専門的な教育機関としての役割」という理念はよく理解できるが、どのようなことをするか、具体的な例を加える必要性を感じる。
- ・ 今回は「府立養護学校の配置の在り方」が本題であり、養護学校の配置がどうあるべきかという点について集約していくということで整理したと考えている。専門的教育機関としての役割等、養護学校の果たす具体的な役割は、今後更に検討を深めていくものである。
- ・ 「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の中間報告が出され、特に就学について方向が変わるようだが、それらも考慮に入れる必要がある。
- ・ 養護学校の再編整備について、「その方法については、各地域ごとに検討していくべきである」とまとめられているが、地域に密着したということを考えると、小・中学校の余裕教室の活用は重要な方向性だと思う。

中間まとめ（障害児教育部会）案（概要）

1 検討に当たっての基本的な考え方

近年、各分野においてノーマライゼーションの理念を実現するための取組が進められている。

京都府においても、平成7年に「京都府福祉のまちづくり条例」が施行され、平成8年には「京都府障害者基本計画」が策定され、積極的な施策が展開されているところであり、地域社会の障害者への理解も次第に広まってきている。

こうした状況の下、平成10年12月には府議会で「養護学校の充実に係る請願」が採択されており、養護学校と地域社会との密接な連携が求められているところである。

また、養護学校には障害の重度・重複化や、進路の多様化等に対応した教育の充実が求められており、医療、福祉、労働等の関係機関との幅広い連携の在り方など、新たな視点からの検討も必要となってきた。

こうした障害児教育を巡る状況の変化を踏まえ、検討すべき課題を次の4項目に整理した。

府立養護学校の配置の在り方

高等部職業教育の充実

障害の重度・重複化、多様化への対応

医療、福祉等との連携の在り方

このうち、「府立養護学校の配置の在り方」を第1の検討項目とし、養護学校の配置はどうあるべきかなどについて協議を進めた。

2 府立養護学校の配置の在り方

(1) 府立養護学校の整備経過とその状況

府立養護学校は、昭和42年から昭和61年まで、計画的に整備され現在、8校2分校が設置されている。

うち、通学制の府立養護学校は6校であり、自宅からより近くの学校に通学できることを基本として、知的障害児と肢体不自由児が共に学べるように、各地域に整備されてきたところである。

その後、障害の重度・重複化に対応し、教育内容や施設・設備の充実が図られてきている。しかし、各地域や学校毎に目を向けると、学校の立地条件の制約による課題や、交通事情等の社会状況の変化に十分対応しきれていない面、また、通学区域が広域にわたることから、児童生徒の指導や援助に関わって、市町村等の関係機関と連携がとりにくい点も伺えるところである。

(2) 今後の養護学校の果たす役割

ア 専門的な教育機関としての役割

障害児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加の基盤となる生きる力を培うことが益々重要になってきており、より個別的、専門的な指導を充実することが必要になってきている。

そのためには、教職員の専門性を高めていくことが必要である。

イ 地域社会に開かれた学校としての役割

障害者が地域社会の一員として、生涯を通して地域社会の理解と支援を受けながら、安心して生活を営むことができるようになるためには、子どもの頃から自分の住み慣れた地域の中で望ましい人間関係を形成していくことが重要である。

しかしながら、養護学校は、対象となる児童生徒数から通学区域が広域とならざるを得ない面もあり、養護学校に在籍する児童生徒と居住地域の同年代の子どもたちとの交流の機会が少ないと指摘されている。

こうした状況を改善していくため、学校と地域社会との交流の促進、児童生徒の居住地域での交流の促進、障害児教育のセンターとしての機能の充実を積極的に進

めていくことが必要である。

(ア) 学校と地域社会との交流の促進

養護学校においては、学校間交流や地域社会との交流に取り組んでいるが、養護学校に対する地域社会の理解が十分ではないと思われる。

今後、養護学校に対する地域社会の理解を深めていくためには、学校の教育方針や教育活動の取組を積極的に地域に公開していくとともに、地域の人々のために運動場等の学校施設を開放することも検討していく必要がある。

また、地域の人々を社会人講師として活用したり、学校ボランティアとして学校運営に協力願うなど、学校と地域社会とのつながりを一層強めていくことが必要である。

(イ) 児童生徒の居住地での交流の促進

居住地校交流や、土曜日、日曜日に高校生のボランティアの協力を得て実施されている学校外活動促進事業等、養護学校に在籍する児童生徒と居住地の同年代の子どもたちとの交流が図られているが、その取組はまだまだ少ないのが実情である。

今後、学校週5日制の完全実施により、居住地で生活する比重が高まることもあり、市町村教育委員会等の関係機関との協力の下に、養護学校に在籍する児童生徒が居住地の諸活動に参加できる体制をつくり、居住地の同年代の子どもたちとの交流活動を充実していくことが必要である。

(ウ) 障害児教育のセンターとしての機能の充実

養護学校においては、障害児教育について、専門性のある教員が配置され、特別な施設・設備も整備されており、様々な障害についての指導や相談の経験とその蓄積がある。

今後、こうした機能を生かし、地域における障害児教育の相談のセンターとして、保護者への支援や、小・中学校等の担当教員等への支援、また、必要に応じて児童生徒等に直接指導を行うなど、地域の要請に応えていくことが必要である。

そのためには、特に就学等に関する教育相談活動において、保護者が必要とする情報や教育サービスを適宜提供できるよう、市町村教育委員会とのパートナーシップを構築することが求められている。

(3) 今後の方向性

障害者が地域社会の中で安心して生活していくためには、教育、医療、福祉、労働等の関係機関は緊密に連携し、ライフステージに応じた総合的な取組を行っていく必要があり、こうした府民のニーズを踏まえ、今後、養護学校は「地域社会に開かれた学校としての役割」を高め、関係機関と連携して、養護学校に在籍する児童生徒と地域社会との結びつきを強めていく取組を進めていくことが求められている。

しかしながら、現在の養護学校の通学区域は、昭和61年に増収容対策のため、南部地域において一部見直しがされたものの、基本的には昭和59年の中丹養護学校の開校をもって設定されたものであり、以来15年が経過する中で、地域社会に密着した機能

・役割等に十分対応しきれていない面も伺える。

このため、今後、養護学校が市町村等の関係機関との連携を一層強め、こうした取組を積極的に進めていくために、現在の通学区域が縮小されるよう、養護学校の配置を見直し、再編整備が図られることが望まれるところである。

養護学校の再編整備については、小・中・高等学校に併置することも考えられるが、児童生徒の状況や既設校との関連等、地域により状況は異なることから、その方法については、各地域ごとに検討していくべきであると考えている。

3 今後の検討に向けて

今後の検討項目については、高等部職業教育の充実、重度・重複障害児に対する指導等の充実、病気療養児の教育の充実、学校と福祉領域との分担の在り方などについて意見が出されているところであり、専門的な教育の充実や関係機関との連携の在り方等について、国の調査研究の検討内容も踏まえながら、順次協議をする予定である。